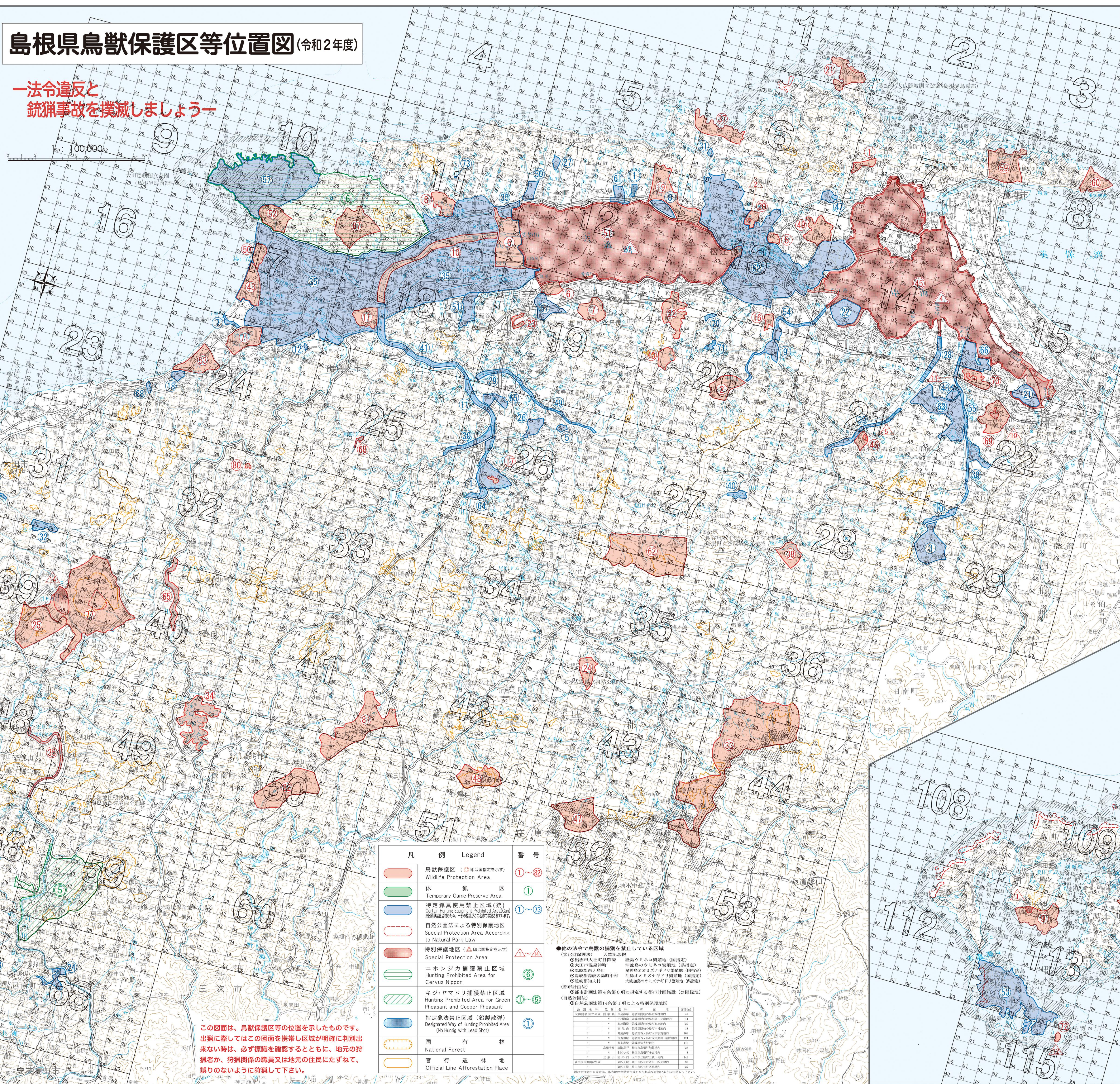


島根県鳥獣保護区等位置図(令和2年度)

一法令違反と
銃猟事故を撲滅しましょうー



- 鳥獣地区では、出雲北山山地(出雲市の一部)の二本シジカ捕獲禁止区域を除き、二本シジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
- 出雲北山山地については、引き続き二本シジカ捕獲禁止区域を設定し、二本シジカの狩猟を禁止としています。
- 鳥獣地区では、イノシシ、二本シジカの狩猟期間を11月1日から2月末までとしています。
- 環境省告示により、鳥獣地区におけるツキノワグマの捕獲は、令和4年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道德を守りましょう。

●狩猟マナー

1. 狩鳥鳥類は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもちます。
2. 獲物の数を誇るような風習をやめなさい。
3. 確実に雌雄が判別でき、確実に捕獲できるを判断した獲物だけを撃つこと。
4. わな、網等に保護鳥類がかつた場合は、ただちに放獣すること。
5. 半矢にしか場合は、追跡して回収すること。
6. 先着の狩猟者の先取りをしないようにすること。
7. 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分近辺に落ちたとき、その槍を拾って引渡すこと。
9. 農耕地や幼齢森林地に踏み込まず、所有者に被害を与えないようにすること。
10. 山火事を起こさないように注意すること。
11. 電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

- (1) 安全装置を過信しないこと。
- (2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
- (3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
- (4) 山林内の作業箇所的人身事故に注意すること。
- (5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●標識(足環)のついた鳥獣を捕獲した場合は、農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局へ下記の事項を連絡願います。

記

鳥獣名・捕獲年月日・捕獲場所・標識記号及び番号

鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区 分	主 管 部 課	所 在 地	郵便番号	電話番号
本 庁	農林水産部農政課	松江市西町1	890-8500	0852-2216
	農林部農政課センター	松江市東町1711-1	091-001	0852-3236
	畜産部畜政課センター	松江市東町553-1	091-031	0852-4556
	水産部水産課センター	出雲大東町1139	093-851	0853-5579
	水産部水産課センター	出雲市西町254	091-041	0855-2904
地方 機関	農林部農政課センター	佐賀県佐賀市大町2-25-3	085-810	0852-7563
	農林部農政課センター	佐賀県佐賀市13-1	085-807	0856-3117
	水産部水産課センター	福岡県福岡市小町町24-24	085-886	0852-2447
一般 出資法人 組織関係 会社等	松江市西町55	085-886	0852-4919	

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表

月 日	区 分	松 江	浜 田	足 尾 の 島
11月1日	日の出 日没	6:29 17:13	6:32 17:18	6:29 17:11
11月15日	日の出 日没	6:43 17:01	6:46 17:06	6:43 16:59
12月1日	日の出 日没	6:58 16:55	7:01 17:00	6:59 16:52
12月15日	日の出 日没	7:09 16:56	7:12 17:02	7:10 16:53
1月1日	日の出 日没	7:17 17:06	7:19 17:11	7:18 17:03
1月15日	日の出 日没	7:17 17:18	7:19 17:23	7:17 17:15
2月1日	日の出 日没	7:08 17:36	7:10 17:40	7:08 17:33
2月15日	日の出 日没	6:55 17:50	6:58 17:54	6:54 17:48
2月28日	日の出 日没	6:39 18:02	6:43 18:06	6:39 18:00

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合
常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。
国有林へ必要がある場合は「人林届」の提出にご協力ください。

●狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

(記入例)

[illegible]

●NTTからのお願い

業内には、重要な電話線が管仲町内にまたがって敷設されております。警察明の
の放弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に
迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故
のないようお気を付けていただきますようお願いいたします。

なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のＮＴＴへおたずねください。

